

平成31年4月から 高額療養費の支給方法が変わります

平成31年4月から、国民健康保険に加入されている70歳から74歳のみで構成されている世帯の方は、高額療養費の支給方法が変わります。

【高額療養費支給申請の簡素化について】

国民健康保険には、世帯の1か月の自己負担限度額を超えた支払い分について、
払い戻しを受けられる制度(高額療養費制度)があります。

本来、発生月ごとの申請が必要ですが、被保険者の負担軽減のため、下記対象要件に該当する場合は、申請を一度していただければ、今後払い戻しが発生した際の申請は不要になり、自動で支給を受けることができます。

【申請手続きの簡素化（自動振込み）の対象要件】

- (1)高額療養費の対象となった月の初日に世帯の国保加入者全員が70歳以上であること
- (2)国民健康保険税の納付状況がよいこと
- (3)レセプトの再審査等により支給額に変更が生じた場合、次回以降の支給額で調整されることを了承すること

※高額療養費支給申請の簡素化の対象世帯については、「国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化該当世帯用)」を送付しますので、申請書に必要事項を記入、押印のうえ健康推進課(4番窓口)まで提出してください。

【注意事項】

- ・世帯員の異動(同じ世帯に70歳未満の方が国民健康保険に加入した場合)または国民健康保険税を滞納した場合は、申請手続簡素化の非該当になるため、それ以後は高額療養費が発生した診療月ごとに申請書の提出が必要です。
- ・振込口座を変更する場合は、申請書(申請手続簡素化該当世帯用)の再提出が必要です。
- ・自己都合により申請手続の簡素化を取り下げる場合は申出が必要です。
- ・第三者行為求償(交通事故等による負傷)に係る分は対象外です。

●問い合わせ先／健康推進課 国保年金班 ☎82-4147

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに！

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんが加入することになります。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

●国保に加入する人

- ・お店などを経営している自営業の人
- ・農業や漁業などを営んでいる人
- ・職場の健康保険などに加入していない人など

●加入の手続には、印鑑(認印)、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。

●届出が遅れたことにより、保険証をお渡しできていない際に、医療機関を受診した場合は、医療費は全額自己負担となります。

●加入資格を得た時点まで、保険税をさかのぼって納めます(遡及賦課)。



次の理由により国保をやめるときは、印鑑(認印)、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。)

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき(葬祭費の支給があります。)
- ・生活保護を受け始めたとき

《加入や脱退の手続きは14日以内に行いましょう!》

限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、入院の場合に加えて外来診療でも、窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。限度額は、所得区分によって異なりますので、国保の窓口にて認定証の交付を申請してください。

住民税非課税世帯……医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。
住民税課税世帯(70歳未満のみ)……医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請の際は、印鑑(認印)、認定証が必要な方(該当者)の保険証・世帯主と該当者のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類をお持ちになり、健康推進課国保年金班(4番の窓口)までお越しください。

なお、既に交付済みの方は、有効期限まではご使用できます。



限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までの支払いとなります。世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については国保年金班までお問い合わせください。

●申込・問い合わせ先／健康推進課 国保年金班 ☎82-4147